

子ども・子育て支援事業計画における  
量の見込みの概要と算出方法について

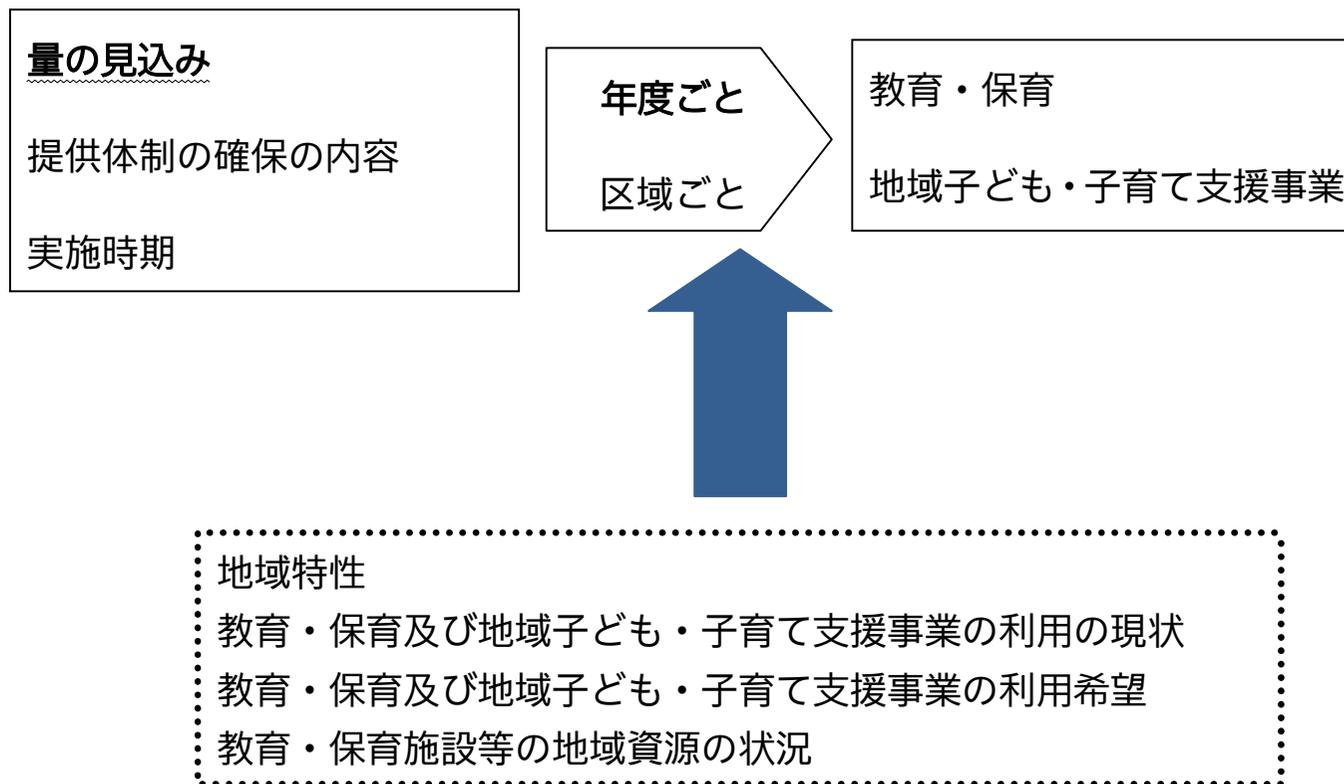
平成26年7月31日

郡山市

(赤字下線が修正部分)

# 1. 量の見込みについて

子ども・子育て支援法において、市町村は、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。



## 2. 算出する項目について

### ○事業計画に定める量の見込みを算出する項目

	区分	区域	算出方法
教育・保育	1号認定区分 (3-5歳、教育のみ利用)	3区域	定期的に利用する事業
	2号認定区分 (3-5歳、保育の必要性あり)	3区域	
	3号認定区分 (0歳、1-2歳の年齢区分ごと、保育の必要性あり)	3区域	
地域子ども・子育て支援事業	①放課後児童健全育成事業	3区域	⇒ニーズ調査結果による推計
	②時間外保育事業	3区域	
	③一時預かり事業 (幼稚園における在園児対象)	3区域	
	④一時預かり事業 (③以外の不定期利用)	3区域	不定期に利用する事業 利用者が限定される事業
	⑤子育て短期支援事業	全市	
	⑥地域子育て支援拠点事業	3区域	
	⑦病児・病後児保育事業	3区域	
	⑧子育て援助活動支援事業	全市	
	⑨利用者支援に関する事業	3区域	
	⑩妊婦健診事業	全市	
	⑪乳児家庭全戸訪問事業	全市	
	⑫養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	全市	
		⇒利用実績等による推計	

### 3. 算出方法の概要について

#### (1) ニーズ調査結果による推計

計画期間中の対象児童数を推計

⇒ニーズ調査結果をもとに家庭類型、利用意向率等を推計

⇒量の見込み＝対象児童数×利用意向率

#### (2) 利用実績等による推計

計画期間中の対象児童数を推計

⇒利用率を集計

⇒量の見込み＝対象児童数×利用率

## 4. 対象児童数の推計

【推計方法】 平成 20 年度から 24 年度（各年度 1 月 1 日現在）の 1 歳年齢ごとの男女別人口を基に、コ  
ーホート要因法により推計。

※コーホート要因法：各コーホート（各年齢別・男女別の集団）の人口を、自然増減（出生及び死亡）及び社会増減（転出  
入）に分けて推計する方法。

### ○計画期間中の対象児童数の推計結果

#### ・就学前児童

	H27	H28	H29	H30	H31
0 歳	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
1～2 歳	5,408	5,292	5,184	5,092	5,001
3～5 歳	7,663	7,734	7,838	7,891	7,727
合計	15,639	15,547	15,500	15,415	15,113
前年差	-75	-92	-47	-85	-302

#### ・小学生

	H27	H28	H29	H30	H31
1～3 年生	8,044	7,822	7,667	7,537	7,606
4～6 年生	8,546	8,418	8,244	8,031	7,809
合計	16,590	16,240	15,911	15,568	15,415
前年差	-579	-350	-329	-343	-153

## 5. 家庭類型

### (1) 本市における家庭類型と認定区分

父母の就労状況	家庭類型	比率	認定区分・事業分類
ひとり親家庭	A	4.5%	2号、3号認定 ※1 (認定こども園及び保育所利用)
フルタイム×フルタイム	B	39.9%	
専業主婦(夫)の家庭	D	15.6%	1号認定 (認定こども園及び幼稚園利用)
無業×無業	F	0.5%	
フルタイム×パートタイム (就労時間が月120時間以上、または月52～120時間未満の一部) ※2	C	32.7%	2号、3号認定 ※1 (認定こども園及び保育所利用)
パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上、または月52～120時間未満の一部)	E	0.0%	
フルタイム×パートタイム (就労時間が月52～120時間未満の一部、または月64時間未満)	C'	6.8%	1号認定 (認定こども園及び幼稚園利用)
パートタイム×パートタイム (いずれかが月52～120時間未満の一部、あるいは月52時間未満の一部)	E'	0.0%	

※1 2号認定のうち、アンケート調査結果から、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と想定される家庭については、「2号認定(教育希望強い)」に分類する。

※2 保育必要量を認定する際に、「月52時間」が保育短時間利用の下限就労時間(本市の場合)、「月120時間」が保育標準時間利用の下限就労時間であることから、それぞれの時間数がパートタイム就労の家庭類型を分類する基準となっている。

## (2) 父母の就労状況と家庭類型一覧

父親	母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120 時間以上	120 時間未満 52 時間以上	52 時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプ B	タイプ C	タイプ C'		タイプ D
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120 時間以上	タイプ C	タイプ E	タイプ E'		
	120 時間未満 52 時間以上					
	52 時間未満	タイプ C'		タイプ E'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプ D			タイプ F	

- ・ひとり親家庭のタイプ A と、図表の囲み内のタイプ B、C、E が 2 号・3 号認定に分類される。
- ・それ以外は 1 号認定に分類される。